

令和8年度新規課題公募について



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

環境研究総合推進部 研究推進課

①環境研究総合推進費の概要

②令和8年度新規課題公募について

(独) 環境再生保全機構 (ERCA) とは

- ▶ 環境省所管の独立行政法人。
Environmental Restoration and Conservation Agency 略して「ERCA」(エルカ)
- ▶ 現在の業務内容は11業務。
- ▶ 「環境研究総合推進費に係る配分業務等」が環境省から移管。

【ERCAの業務内容】

- 1) 熱中症対策に係る情報提供及び地方公共団体等への支援業務
- 2) 地域生物多様性増進活動の促進等の業務
- 3) **環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務**
- 4) 民間団体が行う環境保全に関する活動を支援する助成事業及び振興事業（地球環境基金事業）
- 5) 公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）に基づく公害健康被害補償業務
- 6) 補償法に基づく公害健康被害予防事業
- 7) 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害救済業務
- 8) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務
- 9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場維持管理積立金の管理業務
- 10) 1) から9) の業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集・整理・提供、研修
- 11) 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収等



環境研究総合推進費の目的及び特徴

環境研究総合推進費は環境省所管の競争的研究費（配分業務等はERCA）

目的

研究開発により**環境政策の推進に寄与**

気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全確保など、持続可能な社会の実現に向けた**環境政策の推進**にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進

特徴

環境政策貢献型の競争的研究費

- ▶ 「**環境研究・環境技術開発の推進戦略**」（令和6年8月環境大臣決定）に掲げられた**重点課題への貢献**が基本
- ▶ 環境省各部署の研究開発ニーズを踏まえ策定する研究テーマを提示し公募
- ▶ 研究の進捗フォロー（ERCAプログラムオフィサーやアドバイザーの支援）

環境研究総合推進費の位置づけ

環境基本法 第六次環境基本計画 (令和6年5月21日閣議決定)

環境危機（「地球沸騰化」等）、
様々な経済・社会的
課題への対処の必要性

目的
「現在及び将来の国民一人ひとりの
生活の質、幸福度、ウェルビーイング、
経済厚生への向上」、「人類の福祉への貢献」

重点戦略

環境・経済・社会の課題を統合的に解決するような横断的な6つの戦略

- 1 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- 2 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
- 3 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
- 4 「ウェルビーイング/高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
- 5 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
- 6 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

科学技術基本法 第6期科学技術・イノベーション基本計画 (令和3年3月26日閣議決定)

我が国が目指す社会
(Society 5.0)

国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会

一人ひとりの多様な幸せ (well-being) が実現できる社会

Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策
(実行計画として位置づけられる年次戦略)

統合イノベーション戦略2024 (令和6年6月4日閣議決定)

科学技術・
イノベーション
政策の3つの基軸

先端科学技術の戦略的な推進
知の基盤（研究力）と人材育成の強化
イノベーション・エコシステムの形成

環境研究・環境技術開発の推進戦略（以下「推進戦略」） (令和6年8月環境大臣決定)

研究・開発、知の基盤、人材育成

開発・実証・普及、経済、国土、地域、
暮らし、国際、イノベーション、
先端科学技術、スタートアップ

- ① 科学的知見に基づく政策決定や統合的な課題解決の基盤となる研究・開発等の推進
- ② 「新たな成長」を支える最先端の環境技術等の開発・実証と社会実装の推進

第4章 環境分野の研究・技術開発及び社会実証・実装の効果的な推進方策

1. 環境研究・技術開発の核となる
環境研究総合推進費の効果的な実践

2. 科学技術・イノベーションの
開発・実証と社会実装の方策

3. 環境研究・課題解決における
地域拠点の役割強化

4. 環境研究の中核機関としての
国立環境研究所の役割強化

「ウェルビーイング/高い生活の質」につながる経済社会システムの実現

「環境研究・環境技術開発の推進戦略」における重点課題

中長期（～2050 年頃）に目指すべき社会像を提示

全般（統合領域）

気候変動領域

資源循環領域

自然共生領域

安全確保領域

- (1) 全般（統合）： 環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上による「ウェルビーイング／高い生活の質」、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の統合的な実現
- (2) 気候変動： 行動の加速、科学に沿った **2050 年ネット・ゼロの達成**
- (3) 資源循環： **ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の達成による循環型社会形成に向けた循環経済への移行**
- (4) 自然共生： **「ネイチャーポジティブ」の実現により、生物多様性が評価・保全・回復・賢明に利用され、生態系サービスが維持され、「自然と共生する社会」が実現**
- (5) 安全確保： 顕在・潜在リスクを含めた**生命環境への脅威の可能性を包括的かつ未然に防止し、活力ある社会が実現**

目指すべき社会像の実現に向けて

令和 6 年度以降の 5 年程度で重点的に取り組むべき研究・技術開発課題を設定＝重点課題

- ▶ 「統合」、「気候変動」、「資源循環」、「自然共生」、「安全確保」の **5つの領域に16の重点課題**を設定
- ▶ 重点課題は、以下の 2 軸から設定
 - 科学的知見に基づく政策決定や統合的な課題解決の基盤となる研究・開発等の推進
 - 「新たな成長」を支える最先端の**環境技術等の開発・実証と社会実装**の推進

環境研究総合推進費は・・・

- ▶ 推進戦略に基づく**重点課題の解決に貢献することを基本**とする
- ▶ 公募に際して環境省が提示する、重点課題の解決に資する環境行政のニーズ**「行政要請研究テーマ（行政ニーズ）」も重視**して研究開発を推進

- ✓ 申請に当たり**重点課題**の選択が**必須**
- ✓ **行政要請研究テーマ**の選択は**必須ではない**

推進戦略では令和6年度以降の5年程度で重点的に取り組むべき環境分野の研究・技術開発の課題『重点課題』を提示。

重点課題一覧	研究・技術開発例
＜統合領域＞ 重点課題①：持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示及びその実現 重点課題②：環境・経済・社会の統合的向上 重点課題③：ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブの統合的な実現 重点課題④：災害・事故に伴う環境問題への対応 重点課題⑤：グローバルな課題の解決及び国際協調・国際競争力の強化	○ライフスタイルのイノベーションの創出 ○環境・経済・社会の課題を統合的に解決するローカルSDGsの実現（地域循環共生圏）に資する政策研究 ○ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブを統合的に達成していく経路の提示及び実現 ○災害廃棄物の再生利用率の向上に資する研究・技術開発 ○気候変動、生物多様性、汚染（海洋等のプラスチック汚染を含む）等の環境問題と、ポストSDGs等を見据えた経済社会問題とのシナジーとトレードオフの課題 等
＜気候変動領域＞ 重点課題⑥：気候変動緩和策 重点課題⑦：気候変動適応策 重点課題⑧：地球温暖化現象の解明・予測・対策評価	○フロン類排出量の削減技術と推計精緻化の研究・技術開発 ○熱中症対策に関する研究・技術開発 ○気候変動に関わる物質の地球規模での循環の解明に資する総合的観測・予測研究等
＜資源循環領域＞ 重点課題⑨：地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築 重点課題⑩：ライフサイクル全体での徹底的な資源循環 重点課題⑪：社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保	○地域循環共生圏を見据えたバイオマスや他の様々な資源からの効率的な資源やエネルギー回収・利用技術の開発 ○再生プラスチックの利用拡大を可能とする解体・破碎・選別技術の開発 ○循環経済への移行の進展状況の把握に資する指標開発・データ整備 等
＜自然共生領域＞ 重点課題⑫：生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発 重点課題⑬：生態系サービスの持続的な利用やシステム解明	○リモートセンシング、環境DNA 解析、遺伝子分析など、様々なレベルの新技术を活用した生物多様性及び生態系サービスに関する情報の集積、ICT を活用したビッグデータを解析するための評価手法、利活用法の開発 ○人間の福利との関係を含む生態系サービスの解明と地域における合意形成支援ツールの開発 等
＜安全確保領域＞ 重点課題⑭：化学物質等の包括的なリスク評価・管理の推進 重点課題⑮：大気等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明 重点課題⑯：水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明	○環境中の化学物質等の複合的なリスクによる生態・健康影響の評価・解明 ○越境汚染を含む大気汚染現象の解明及び大気汚染と気候変動の相互影響評価 ○PFAS に関する環境監視測定に資する精度管理方法の確立と標準化、リスク評価や対策技術に関する研究 等

環境研究総合推進費の研究対象領域

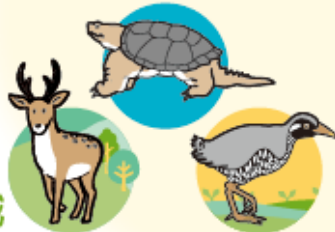
- ▶ 研究対象領域は推進戦略に示された5つの研究領域。環境分野のほぼ全域を網羅。
- ▶ 中長期的（～2050年頃）に目指すべき社会像を想定した上で、各領域において、今後5年程度で重点的に取り組むべき課題（重点課題）を提示。
- ▶ 重点課題に基づき、環境省から環境政策への貢献・反映を目的とした研究テーマを毎年提示。
- ▶ なお、エネルギー起源CO₂の排出抑制を主たる目的とした技術開発は公募対象外。

気候変動



気候変動領域

フロン類排出量の削減技術、エネルギーシステムの移行に関する環境・経済・社会的受容性の向上、適応策と他の政策とのコベネフィットの評価、気候変動の自然災害への影響、熱中症対策、気候変動に関わる物質の地球規模での循環の解明…等に関する研究・技術開発



自然共生領域

リモートセンシング、環境DNA解析等の新技術を活用した情報集積、鳥獣の革新的な捕獲・処理・モニタリング技術、人間の福利との関係を含む生態系サービスの解明と地域の合意形成支援ツールの開発…等に関する研究・技術開発

統合



統合領域

ライフスタイルのイノベーションの創出、環境・経済・社会を統合的に解決するローカルSDGsの実現（地域循環共生圏）、ネットゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブを統合的に達成していく経路の提示及び実現、災害廃棄物の再生利用率の向上、気候変動・生物多様性・汚染（海洋プラスチック汚染を含む）等の環境問題とポストSDGs等を見据えた経済社会問題とのシナジーとトレードオフの課題…等に関する研究・技術開発



資源循環領域

地域循環共生圏を見据えたバイオマス等の資源からの効率的な資源やエネルギー回収・利用技術、再生プラスチックの利用拡大を可能とする解体・破碎・選別技術、循環経済への移行の進展状況の把握に資する指標開発・データ整備…等に関する研究・技術開発



安全確保領域

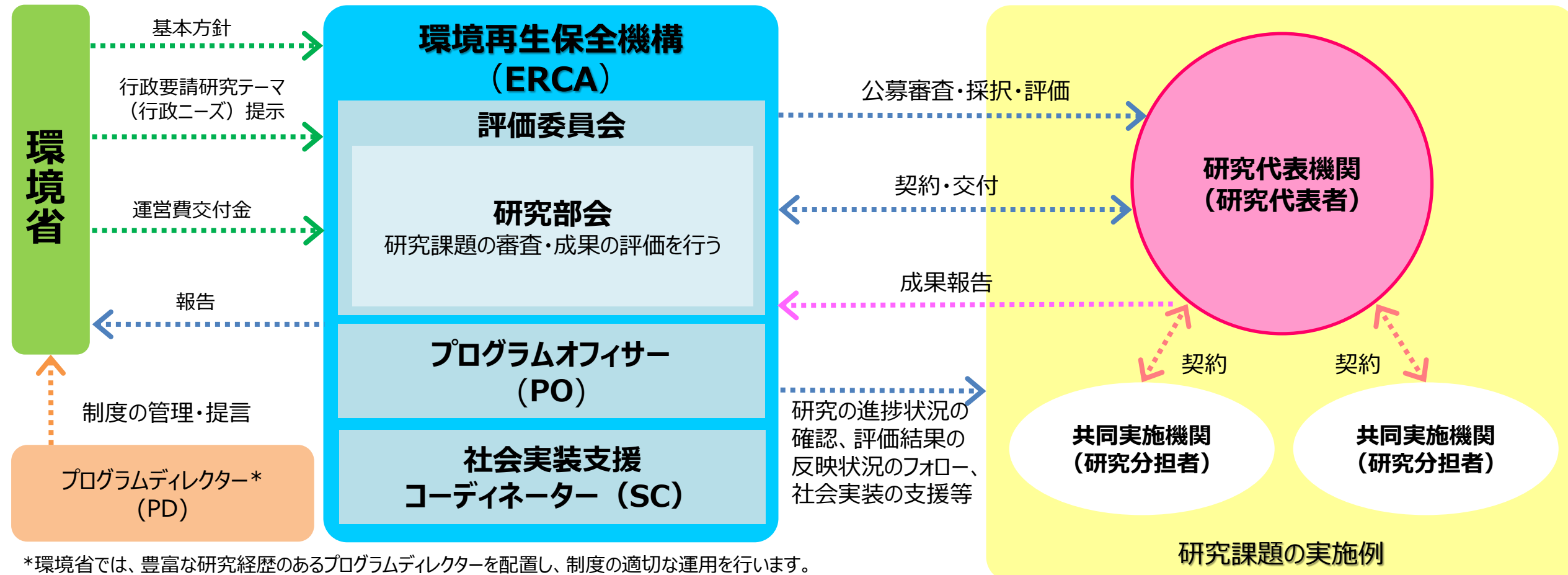
化学物質等の複合的なリスクによる生態・健康影響の評価・解明、越境汚染を含む大気汚染現象の解明及び気候変動との相互影響評価、花粉症等の健康影響、PFASに関する環境監視測定に資する精度管理方法の確立と標準化及びリスク評価や対策技術…等に関する研究・技術開発

資源循環

安全確保

自然共生

環境研究総合推進費の運営・実施体制



● 環境省・ERCA・PO・社会実装支援コーディネーター 等が連携し運営

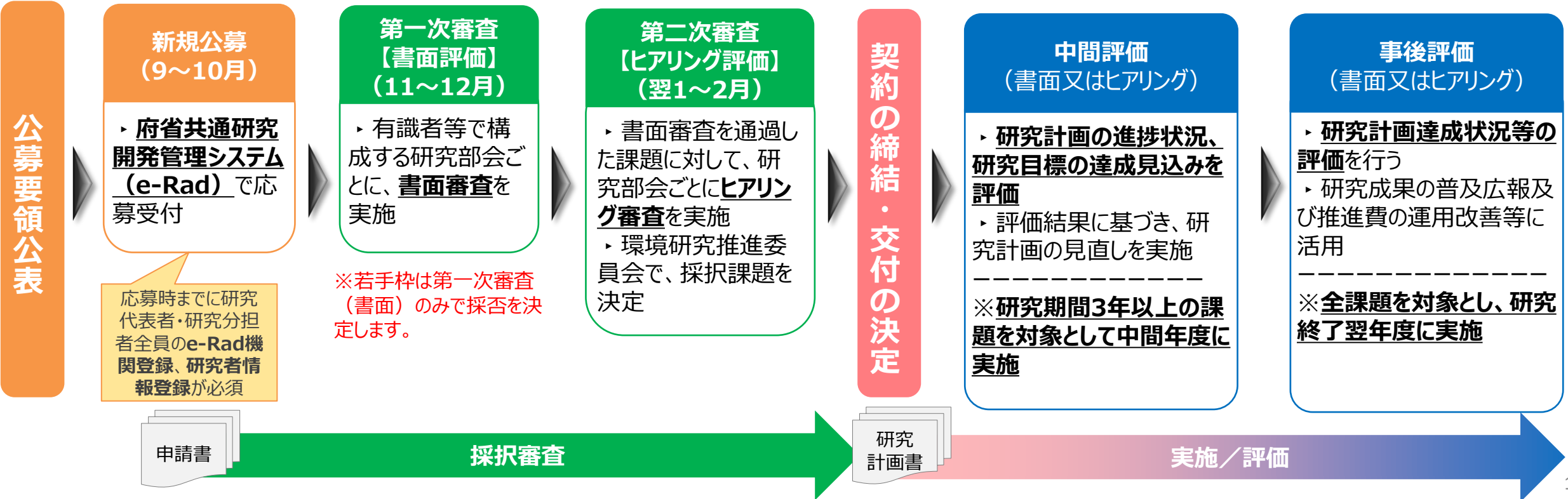
- 環境省は推進費の基本方針提示や研究成果を政策に反映
- POは委託する研究課題の進捗状況の確認や研究部会の評価結果反映のための助言等を実施
- 社会実装支援コーディネーターは研究成果の社会実装を支援

環境研究総合推進費の公募・研究実施フロー

研究計画に基づいて研究を実施していただきます。

- ①応募時にご提出いただいた申請書をもとに採択審査を行い、採択課題を決定します。
- ②申請書をもとに研究計画書を作成していただき、委託研究契約の締結・補助金の交付の決定を行います。
- ③研究計画書に基づいて研究を実施していただき、中間・事後評価を実施します。

【応募～採択・契約～評価の流れ】



環境研究総合推進費の実施状況

令和7(2025)年度実施課題数：185課題、9プロジェクト

①研究領域別

統合	気候変動	資源循環	自然共生	安全確保
43課題	28課題	39課題	32課題	43課題

(注) 戦略的研究開発プロジェクトは上記領域には含まれていない。

②研究区分別

環境問題対応型研究		革新型研究開発 (若手枠)	次世代	戦略的研究開発 プロジェクトⅠ・Ⅱ
一般・ 技術実証型	ミディアム ファンディング枠			
72課題※ ¹	42課題	70課題※ ²	1課題	9プロジェクト

※1うち環境問題対応型研究（技術実証型）は7課題
※2うち年間支援規模が300万円以内の革新型研究開発（若手枠B）は28課題

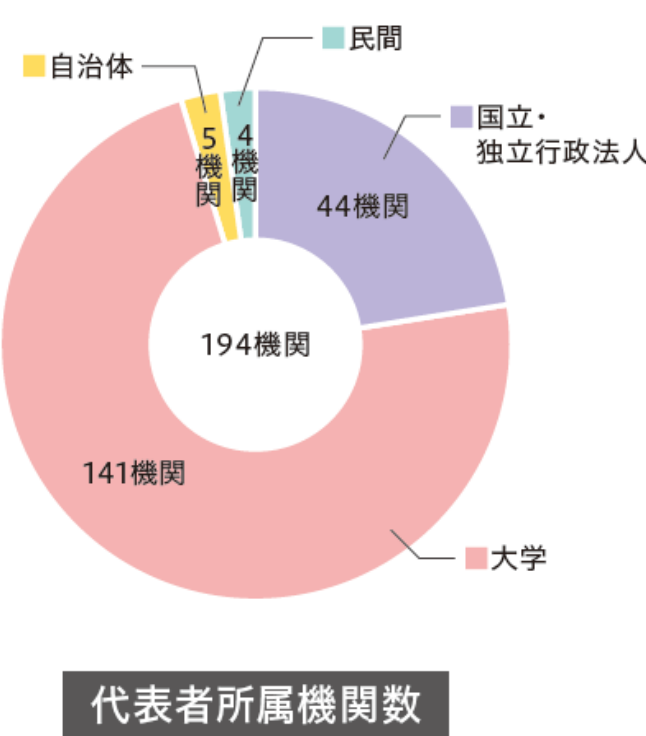
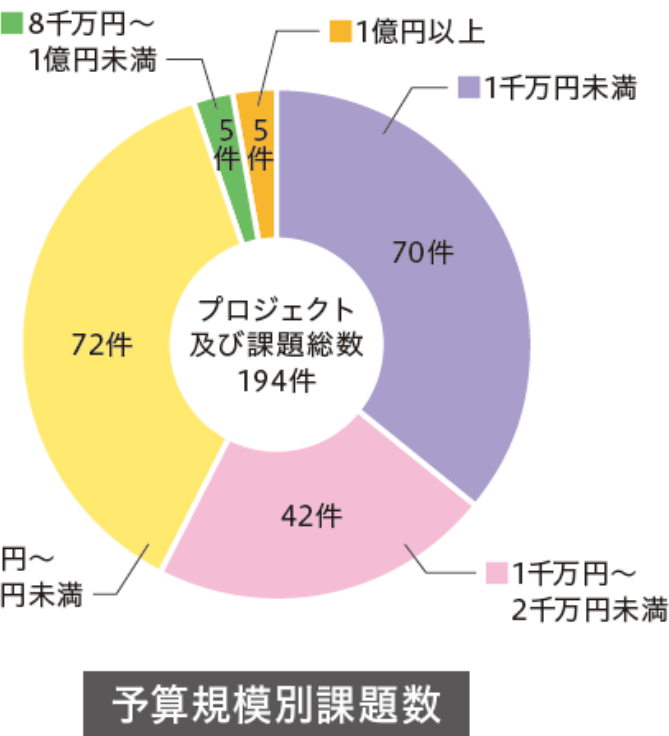
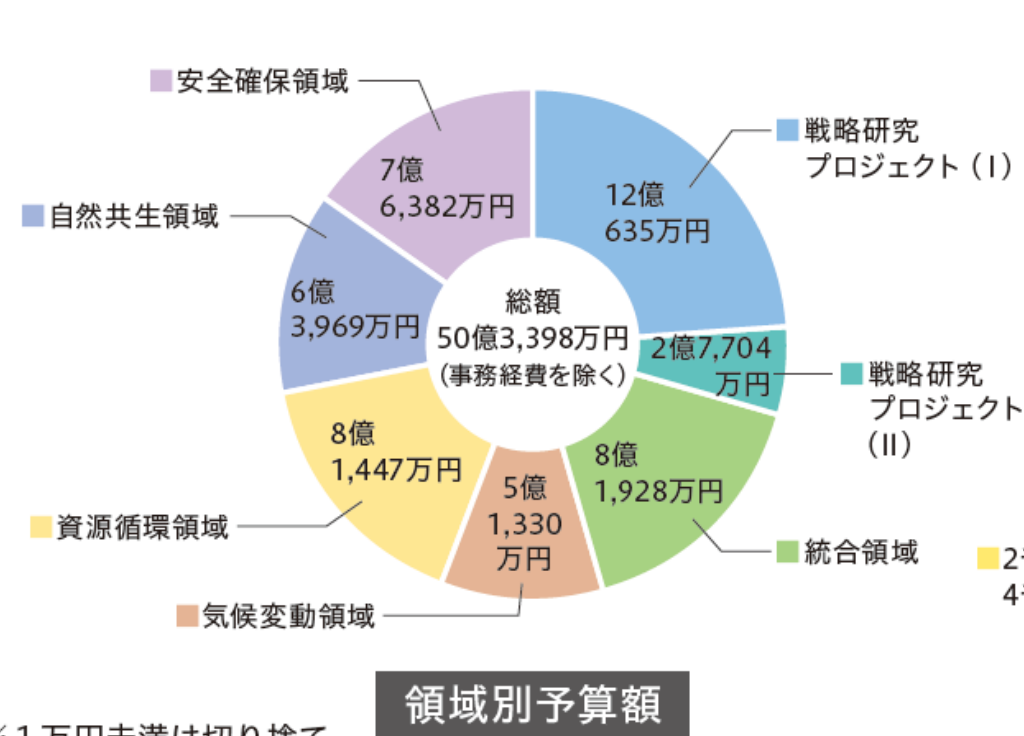
③継続・新規

継続課題	新規課題（2025～）	計
108課題 7プロジェクト（戦略）	77課題 2プロジェクト（戦略）	185課題 9プロジェクト（戦略）

環境研究総合推進費の実施状況

令和7年度実施課題 領域別予算額、予算規模別課題数、代表者所属機関数

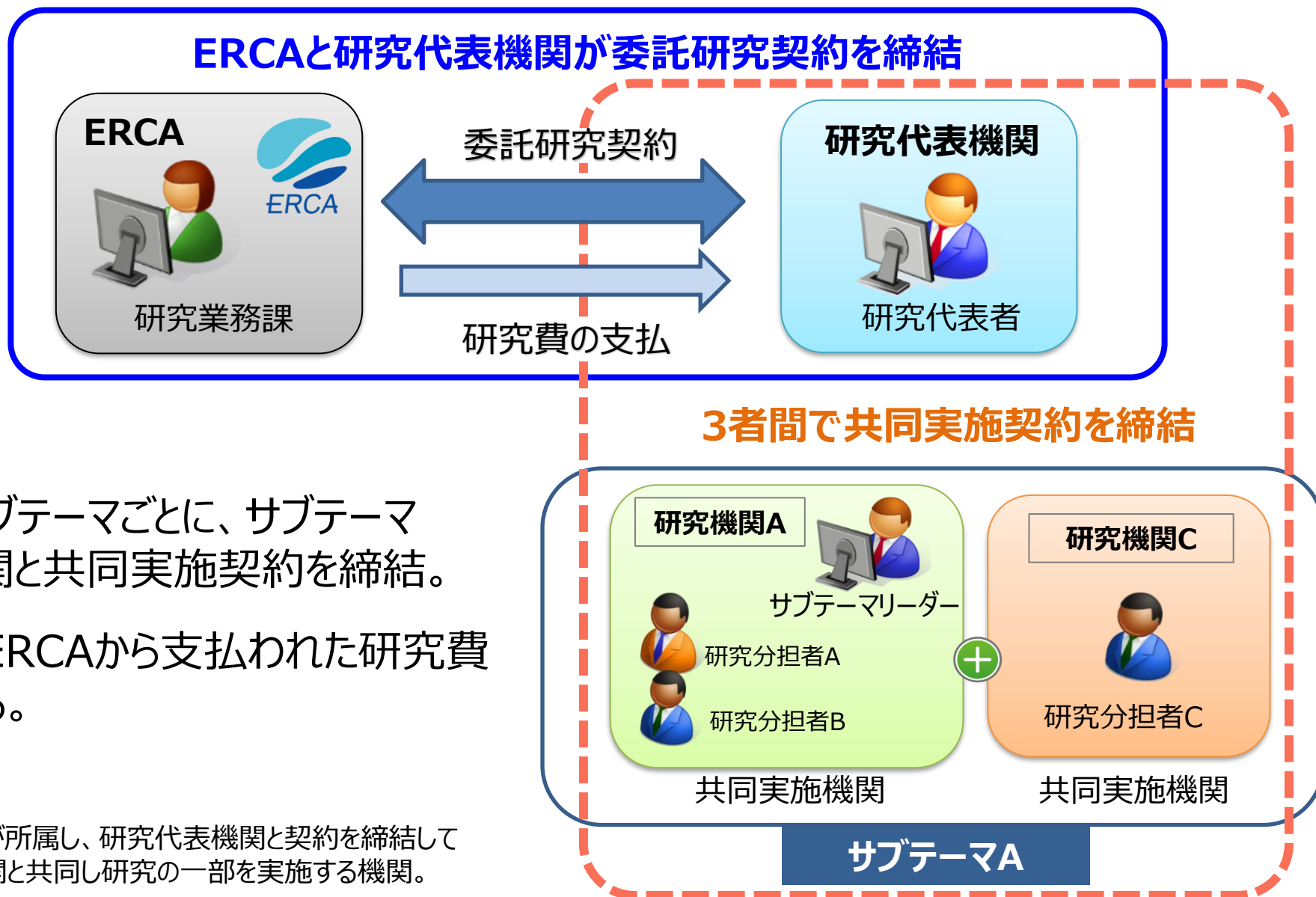
(注) 契約期間を延長した課題を含む。



※ 1万円未満は切り捨て

委託研究の契約について

委託研究事業



※共同実施機関：研究分担者が所属し、研究代表機関と契約を締結して研究代表機関と共同し研究の一部を実施する機関。

委託研究契約事務処理の流れ

契約締結日と効力開始日について

■ 契約締結日

ERCAと研究機関が契約内容に合意し、ERCA内の決裁が完了した日付

※研究機関側に特段の事情が無い限り、ERCA内の決裁が完了した日を契約締結日とします。

契約締結日に要望がある場合は調整可能です。

※**研究機関側の要望による契約内容の変更はお受けできません。**やむを得ない事情がある場合は検討しますので、ご相談ください。

■ 効力開始日

契約書に規定する委託期間の開始日

※1.**契約締結日にかかわらず、委託研究期間の開始日である事業年度の4月1日から契約書の効力が発生**します。

※2.物品等の発注、支払いや人の雇用を4月1日からとすることが可能です。ただし、**経理ルールに即して不適切な支出とERCAが判断した場合は、当該金額の返還を求める**ことがあります。

※3.契約書上の義務や違反についても、**4月1日に遡及して適用**されます。

研究費の使用ルール（複数年契約について）

複数年契約の目的 複数年契約による弾力的な会計処理

年度跨りの調達が可能

- 研究計画に基づくものであることを前提に、翌事業年度の委託研究費を財源とする年度跨りの調達が可能。（国際入札等、発注から納品まで期間を要する高額な研究機器の調達等。）

研究費の翌年度への繰越が可能

- 未然に回避できないやむを得ない状況があること等、ERCAの示す要件を満たしている場合に、当年度の委託研究費を翌年度への繰越が可能

年度更新手続きによる研究期間の空白防止

- 研究計画に基づくものであることを前提に、翌事業年度の委託研究費を財源とする研究者等の翌事業年度に係る契約手続きの早期対応が可能

委託契約期間の延長

- ・研究期間が**2年間を超える**場合は、研究期間を更新する契約を締結し、契約期間を1年ずつ延長する。

①環境研究総合推進費の概要

②令和 8 年度新規課題公募について

〔令和8年(2026年)度開始〕 新規課題公募の概要

公募期間：2025年9月8日（月）14時～10月10日（金）14時

公募区分		研究開発費の支援規模 （※1）	研究期間 （※2）	委託費・補助金
環境問題対応型研究（一般課題）		4,000 万円以内／年	3年以内	委託費
環境問題対応型研究（技術実証型）		4,000 万円以内／年	3年以内	委託費
環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）		2,000 万円以内／年	3年以内	委託費
次世代事業（補助率1/2） ア．「技術開発実証・実用化事業」 イ．「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」		ア． 1億円以内／年 イ． 2億円以内／年	3年以内	補助金
革新型研究開発（若手枠A）		600万円以内／年	3年以内	委託費
革新型研究開発（若手枠B）		300万円以内／年	3年以内	委託費
戦略的研究開発（※3）				
	戦略的研究開発（Ⅰ）：S-25	3億円以内／年	5年以内	委託費
	戦略的研究開発（Ⅱ）：SⅡ-13	1億円以内／年	3年以内	

※1 間接経費（30%）、消費税を含む1年間の上限額。
※2 **研究期間は1年単位で申請が可能**です（但し、戦略的研究開発を除く）。
※3 あらかじめ環境省が研究プロジェクトを構成する研究テーマを提示し、各テーマを構成する研究課題（サブテーマ）を公募します。

研究者の要件（委託費公募区分の共通事項）

詳細は公募要領p.44参照
補助事業の応募要件はP.53参照

要件①

日本国内において、原則として環境に関する研究を実施する能力のある下記のア～エに該当する機関に所属している研究者であること（国籍は問いません）。ただし、常勤・非常勤を問わず、予定される研究期間（例えば、研究期間 3 年間の研究提案であれば 3 年間）について**所属研究機関が雇用の責任を負うことが保証**されていること。

ア. 国及び地方公共団体の試験研究機関

イ. 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（国連大学は含みません）、高等専門学校及びその附属研究機関（高等学校は含みません）

ウ. 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人

エ. 法律に基づき直接設立された法人、民間企業の研究所、その他の団体等、日本の法人格を有しているものであって、研究に関する業務を行うもの。

※「所属」とは雇用契約等の手段により所属機関として研究者に一定の責任を持つことを意味し、単に委員委嘱等により当該研究機関の活動に参画している場合は含みません。

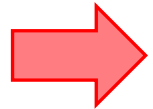
要件②

提案した研究計画を適切に実施する能力を有するとともに、**日本語による面接に対応できる程度の語学力**を有すること。

環境問題対応型（一般課題、技術実証型）に期待する予算規模

詳細は公募要領p.6参照

環境問題対応型（一般課題、技術実証型）の研究開発費の支援規模は、年間4,000万円を上限としていますが、より多くの研究開発提案に実施の機会を提供したいという観点から、期待する研究開発費の予算規模を設定します。
期待する予算規模は、**年間3,500万円以下（最終年度3,400万円以下）**とします。



3,500万円（最終年度3,400万円）を超過する場合は、申請書にその理由等（根拠となる研究目標・計画、経費の利用目的等）を記載してください。

【申請書の記入項目】

5 各年度別経費内訳

（5）期待する予算規模（年間支援額3,500万円（最終年度3,400万円））を超過する理由（環境問題対応型研究 一般課題・技術実証型のみ。）

多様な分野による知見により環境政策へ貢献する研究課題

全ての公募区分において、
環境政策への貢献・反映（成果の社会実装）をより一層推進するため、
自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野の知見を
総合的に活用した研究課題を奨励します。

- ・人文・社会科学分野の研究課題
- ・自然科学分野から人文・社会科学分野までの多様な分野の知見を総合的に活用した研究課題
- ・従来、環境分野として捉えられてきたテーマを超えた政策課題の解決にも貢献するような研究課題



申請書に、本件に関する記入欄があります。

- 2 研究目的等（6）特記事項 2：多様な分野による知見の活用が
環境政策への貢献・反映の促進にもたらす効果

一定の採択枠を設ける公募区分

詳細は公募要領p.6参照

環境問題対応型研究（ミディアムファンディング枠）

＜特徴＞

- ▶ 環境問題対応型研究のうち研究開発費の支援規模が全研究期間2,000万円以内/年で研究を実施する課題を公募。
- ▶ 自然科学や人文・社会科学といった多様な分野や、若手研究者などへ、より多くの研究提案の機会を提供することを目的として設置

ミディアム
ファンディング枠への
積極的なご応募を
お待ちしております!!

2,000万円 + 2,000万円 + 2,000万円
(1年目) (2年目) (3年目)

3年間の研究の場合…

最大6,000万円の支援

一定の採択枠を設ける公募区分

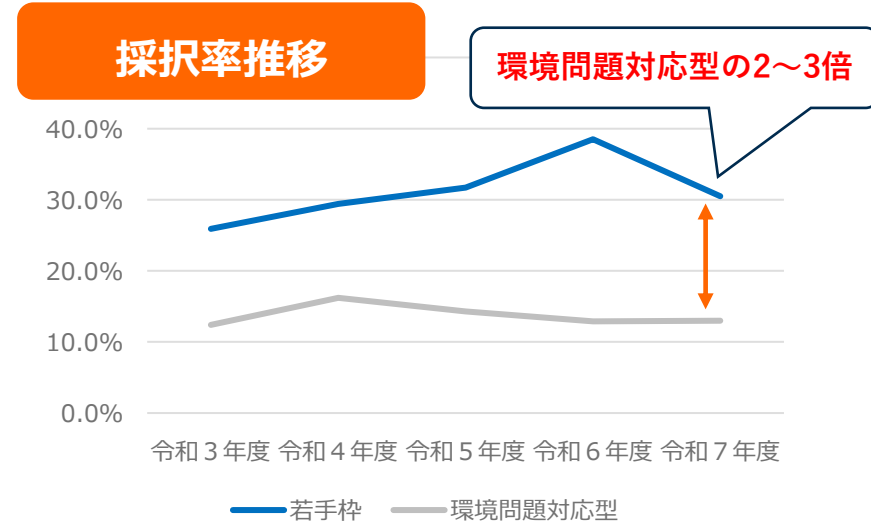
革新型研究開発（若手枠）

- ▶ **重点課題**に提示した個別又は複数の環境問題の解決に資する研究開発で、**新規性・独創性・革新性**に重点を置いた、**若手研究者**からの提案を公募。
- ▶ 若手研究者の要件は、**研究代表者及び研究分担者の全員が**
研究開始年度の4月1日時点で40歳未満であること、
または**博士の学位取得後8年未満**であること（産休・育休期間を除く）。

申請枠は2種類

若手枠A：
研究費の支援規模 **600万円以内／年**
若手枠B：
研究費の支援規模 **300万円以内／年**

年度	若手枠の採択率	環境問題対応型の採択率
令和3年度	25.9%（14 課題）	12.4%（31 課題）
令和4年度	29.4%（15 課題）	16.2%（44 課題）
令和5年度	31.7%（19 課題）	14.3%（37 課題）
令和6年度	38.5%（20 課題）	12.9%（36 課題）
令和7年度	30.5%（32 課題）	13.0%（45 課題）



長所① ・若手枠の採択率は、他の公募枠より高い傾向にあります。

一定の採択枠を設ける公募区分

科研費との比較

研究費制度	革新型研究開発 (若手枠)	科研費 若手研究	科研費 挑戦的研究 (萌芽)	科研費 挑戦的研究 (開拓)
応募対象者	若手	若手	一般	一般
研究組織	単独または複数	単独	単独または複数	単独または複数
研究期間	最大3年間	2年から5年間	2年から3年間	3年から6年間
年間支援規模	若手枠 A : 600万円以内 若手枠 B : 300万円以内	100万円～ 250万円以内	166万円～ 250万円以内	83万円～ 666万円以内
研究支援体制	PO・アドバイザー	-	-	-

長所②

- ・若手研究者が個人またはグループで、**科研費と比べて年間約 2 ～ 3 倍の研究費**で挑戦できます！
- ・POによる伴走支援、アドバイザーによる助言等の研究支援を受けることができます！

一定の採択枠を設ける公募区分

若手枠の負担軽減策

【導入例】

- 採択審査について、ヒアリング審査を廃止し、書面審査のみで採否を決定
- 中間評価、事後評価について、ヒアリング評価から書面評価へ変更
書面評価とすることで、発表資料（スライド）の提出も不要となりました。
- 申請書、成果報告書の様式の見直し
申請書：研究概要や目的などの目安文字数を半分程度に削減するなど申請しやすい様式にしています。
成果報告書：項目の統合や、書式の見直しを行い、報告書の作成量を30%程度削減しました。
若手枠の自己点検シートの簡略化を行いました。
アドバイザーボード会合などの会合については、必ずしも参集型でなくてもよくしました。
また半期レポートの提出頻度も半年に1回から年1回へ変更しています。

長所③

・若手研究者の負担軽減策の導入を進めています。

環境研究総合推進費によるステップアップのイメージ

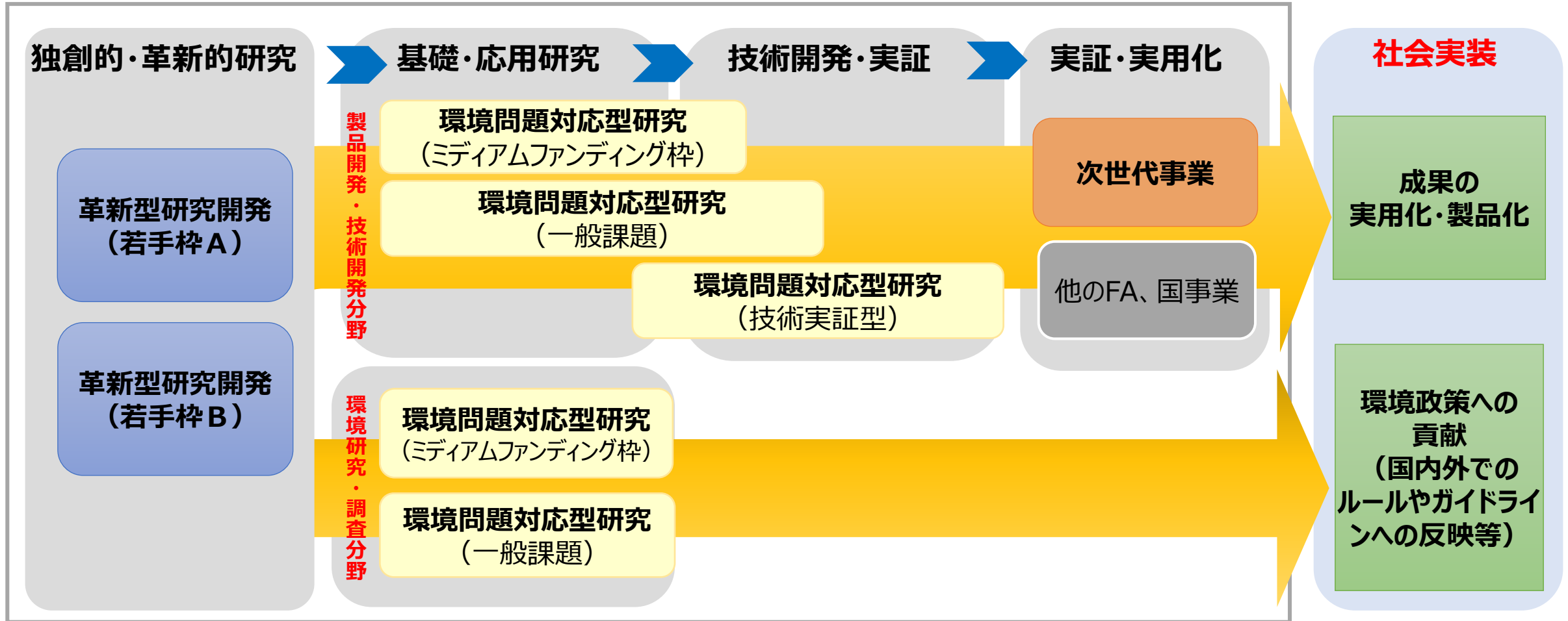
300万円以内

～

年間支援規模の幅

～

2億円以内



ステップアップに向けたサポート支援

PO・社会実装支援コーディネーターによる伴走支援やアドバイザーによる助言等により、研究・技術開発をサポートします。

成果の事例紹介（若手枠のステップアップ事例）

東北大学熊谷将吾先生は、推進費の若手枠から環境問題対応型研究へステップアップに繋がっています。
推進費では、応募枠をシームレスに活用することで、社会実装に向けた研究に取り組むことが可能です。

応募枠	若手枠 (支援額600万円以内/年)		環境問題対応型 ミディアムファンディング枠 (支援額2,000万円以内/年)
研究期間	2017年～2018年	2019年～2021年	2022年～2024年
課題名	【3RF-1701】塩ビ被覆銅線から銅および塩ビを高度に回収する新規塩ビ剥離技術の開発	【3RF-1901】使用済みワイヤーハーネスから高品位の銅および被覆樹脂を回収する高効率湿式ボールミル剥離法の開発	【3MF-2202】ワイヤーハーネス廃線の塩ビ被覆材及び銅線の高度湿式剥離及びリサイクルの社会実装に向けたパイロットスケールプロセス設計
研究内容	直径3mm以下の細線から被覆材及び伸銅相当品位の銅を回収する二つの「被覆材剥離手法」、「ボールミル剥離法及び膨潤剥離法」を開発	 より高効率かつ高品位の銅及び被覆樹脂を回収するための湿式ボールミル剥離法を開発 剥離試験後の銅線	社会実装・パイロットスケール実証に向けた研究開発 ①パイロットスケール湿式剥離装置の設計 ②塩ビ被覆材のリサイクル実現見通し策定 ③回収銅線のリサイクル実現見通し策定 ④安全・環境・経済の多角的評価に基づくパイロットスケールプロセスデザイン
成果	◆ 使用済みWH細線から高度に塩ビ被覆材及び銅線を回収（100％）に成功 ◆ ベンチスケールへのスケールアップ（WH処理量最大20倍増）に成功		
評価	A評価（事後評価）	S評価（事後評価）	S評価（中間評価）

環境政策への貢献

- 新しい環境・資源戦略技術として **WH廃線リサイクルを可能**とすることが期待。
- 塩ビ被覆材のリサイクルが実現すれば、**プラスチックリサイクルの促進**にも貢献すると期待。

次の研究フェーズへ移行

〔令和8年(2026年)度開始〕 各公募区分の申請及び審査一覧

公募区分	革新型研究開発（若手枠）		環境問題対応型研究			次世代事業（補助率1/2）		戦略的研究開発	
	若手枠A	若手枠B	一般課題	技術実証型	ミディアムファンディング枠	ア.「技術開発実証・実用化事業」	イ.「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」	戦略的研究開発（Ⅰ）	戦略的研究開発（Ⅱ）
研究開発費の年間支援規模	600万円以内/年	300万円以内/年	4,000万円以内/年		2,000万円以内/年	1億円以内/年	2億円以内/年	3億円以内/年	1億円以内/年
研究開発期間	3年以内							5年以内	3年以内
重点課題	重点課題①～⑯						重点課題⑨～⑪	－ 戦略的研究開発は環境省が設定した研究テーマを公募します	
審査部会	領域ごとに設置した研究部会 （統合、気候変動、資源循環、自然共生、安全確保）						資源循環部会	研究テーマに該当する研究部会または専門部会	
事前評価 審査方法	第一次審査：書面		第一次審査：書面 第二次審査：ヒアリング						
中間・事後評価 審査方法	中間評価：書面 事後評価：書面		中間評価：書面 事後評価：ヒアリング					中間：ヒアリング 事後：ヒアリング	中間：書面 事後：ヒアリング
委託費/補助金	委託費					補助金		委託費	

エネルギー起源CO₂（注1）の排出抑制を主たる目的とした技術開発は公募対象外とします

エネルギー起源CO₂の排出抑制を主たる目的とした技術開発はエネルギー対策特別会計事業（注2）の対象となります。

注1： エネルギー起源CO₂とは、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を指します。

注2： 環境省ホームページ「エネ特（エネルギー対策特別会計）とは」
<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/about/>

環境省の他の予算事業の対象であると考えられる研究提案は公募対象外とします

事業の対象・所掌範囲内である場合に推進費の公募対象外となる環境省の他の予算事業の例

- ・地球環境保全試験研究費
- ・各種エネルギー対策特別会計予算事業
（例であり、これらに限らないことに留意すること。）

※プレ審査（要件チェック）で不通過になる項目については、公募要領p.15を参照ください。

重点課題の選択と研究領域・審査部会について

- ▶ 応募に際し、16の重点課題から2つまで選択可能（主は必須、副は任意）
- ▶ 最も重視する重点課題（“主”として選択したもの）の属する研究領域＝申請研究課題の「研究領域」となり、研究領域ごとに設置された研究部会で審査が実施される

※プレ審査の段階で、申請書に記載されている領域とは別の領域に再振り分けすることがあります。

〈例 1〉

主：重点課題②（統合領域）
副：重点課題④（統合領域）を選択

⇒ 研究領域は「統合領域」で申請。
審査も統合部会で実施される

〈例 2〉

主：重点課題⑮（安全確保領域）
副：重点課題⑤（統合領域）を選択

⇒ 研究領域は「安全確保領域」で申請。
審査も安全確保部会で実施される

行政要請研究テーマ（行政ニーズ）の選択について

- 行政要請研究テーマは、**重点課題の解決に資する環境行政のニーズ**
公募に際し、**環境省**が各研究開発領域に紐づく形で『**行政要請研究テーマ**』を毎年提示
- 本公募では、**研究開発の必要性（環境行政上の意義）**の観点から行政要請研究テーマに適合する**研究技術開発の提案を重視**しますが、行政要請研究テーマへの適合は必須ではありません。
- 行政要請研究テーマは、公募要領別添資料 1 Ⅲ.(p.16～)を参照し、重点課題(主)(副)として選択した
ものに対応する行政要請研究テーマより選択すること。

（注）選択した重点課題に含まれない行政要請研究テーマは選択できません。

公募要領別添資料 1「令和 8 年度新規課題に対する行政要請研究テーマについて」Ⅲ.（p.16～）

No.	行政要請研究テーマの研究開発テーマ名	重点課題		掲載 頁
1-1	ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブの統合的な実現 を見据えた国民の環境意識・行動変容のメカニズム解析	①	③	p.19
1-2	地域循環共生圏づくりを支える良好な環境の創出に係る多面的価値の見える化に関する研究	①	②	p.19
1-3	有明海・八代海等における気候変動や社会経済情勢変化による海域環境・生態系への影響評価と対応策検討	①	⑯	p.20

例：

【重点課題⑫】（主） + 行政要請研究テーマ No.1-1 ⇒ ×

【重点課題①】（主） + 行政要請研究テーマ No.1-1 ⇒ ○

【重点課題⑫】（主）
【重点課題①】（副） + 行政要請研究テーマ No.1-1 ⇒ ○

それぞれの具体的な審査観点は以下のとおりです。

①必要性（環境行政上の意義、科学的・技術的意義）

- 環境省の政策課題等を踏まえ、研究の環境行政上の意義等が適切に記載されているか。なぜ今必要な研究なのかをバックキャストで記載できているか。
- 先行研究・類似研究をリサーチできているか。提案する研究に新規性・独創性はあるか。

②有効性（目標の妥当性、目標の達成可能性、環境政策への貢献度、成果の波及効果）

- 目標設定は適切か。研究目標の達成見込みは高いか。
- 研究成果が今後の環境政策にどのように貢献できるか。（環境問題対応型「技術実証型」研究については、社会実装後に社会的・経済的にどのような効果をもたらすことができるのか）が適切に記載されているか。

③効率性（研究体制・研究計画・研究経費の妥当性）

- 研究体制は、研究計画を効率的・効果的に遂行するために適切か。
- 研究者の実績・適性は十分か。エフォート（研究の専従率）は低すぎることなく妥当か。
- 位置付けが不明確なサブテーマが含まれていないか。
- 研究計画に対して、過剰な経費積算をしていないか。

環境問題対応型研究（技術実証型）及び次世代事業は**先導性・実用性・普及性**に重点を置いて評価します。
革新型研究開発（若手枠）は**新規性・独創性・革新性**に重点を置いて評価します。

研究目標について

研究目標は…

- 公募において審査対象となる（有効性の観点により審査する）
- 採択後、中間・事後評価の際に総合評価の基準となる

研究目標の設定について

- ・ **公募要領p.64の別紙 2「研究目標の設定について」を参照**し、研究目的に対して、何を、どの水準まで達成するのかを具体的かつ明確に示すこと
- ・ 研究終了時の到達点を研究目標として、「課題全体」「サブテーマごと」に設定・記入すること
- ・ 達成度を判定できる目標とすること

行政推薦について

行政推薦の仕組み

応募課題の第一次審査に際し、環境省内で応募書類を供覧に付し、**各部局／課室の行政施策への貢献度が高いと評価される研究計画に対して推薦**を受け付ける仕組み（「**行政推薦**」）を設けています。「行政推薦」がなされた場合は審査に当たって**加点要素**となるとともに、研究開始後は環境省担当者との積極的な情報共有及び意見交換などが求められます。

行政推薦課室との連携

採択時に行政推薦を受けた研究については、研究成果が行政施策に積極的に活用されるよう、環境省の各部局／課室に対し、日頃から積極的な情報共有、意見交換を行い、研究内容と関連行政施策の連携を保たれるよう管理しつつ、進捗状況を逐次共有してください。

採択通知に行政推薦の有無・環境省担当者の連絡先等を記載予定です。

昨年度からの変更点①

●申請書の鑑及び経費の積算フォームの変更

目 的：申請書作成における効率化及び人的ミス防止

対象区分：全区分

変更内容：（昨年度まで）全項目Wordファイルに入力（入力・計算ミスや予算上限額の超過が散見された）
（今年度から）鑑及び経費の積算はExcelファイルに入力し、申請書様式のWordファイルに貼り付ける
プルダウンの活用、経費の自動計算及び上限額超過時のアラート表示等で人的にミスを防止する

(イメージ)

申請書の鑑

研究課題名	必須	
重点課題(主)	必須	【選択してください】
重点課題(副)	任意	【選択してください】
研究領域	必須	【選択してください】
行政要請研究テーマ(行政ニーズ)	任意	
研究期間	必須	2026年4月1日～【選択してください】(4～6年間)
申請区分	必須	環境問題対応型研究 一般課題
研究代表者氏名	必須	(フリガナ) セイメイ
	必須	(漢字等) 姓 名
所属研究機関	必須	
部局	必須	
職名	必須	

申請区分の上限額を超過したら
アラート表示！

(1)課題全体の各年度別経費 (単位:千円)

	2026年度	2027年度	2028年度	総計
	52,000	39,000	0	91,000

上限額を超過しています

(2)各サブテーマの各年度別経費 (単位:千円)

サブテーマ1		研究機関: 環境大学			
経費区分		2026年度	2027年度	2028年度	計
①物品費	設備備品費	10,000	10,000		
	消耗品費	10,000	10,000		
②人件費・謝金		10,000	10,000		
③旅費		0	0		
④その他	外注費	10,000	0		
	その他	0	0		
(1)直接経費計(①～④合計)		40,000	30,000		
(2)間接経費(直接経費の30%)		12,000	9,000		
サブテーマ1合計(直接経費+間接経費)		52,000	39,000		

旧5.(1)各サブテーマの各年度別経費

年度別経費の内訳を自動で反映
(再計算、転記不要！)

(単位:千円)

サブテーマ1		サブテーマ名: これはサンプルです 研究機関: 環境大学				
経費区分	2026年度		2027年度		2028年度	
	金額	主な積算内訳	金額	主な積算内訳	金額	主な積算内訳
①物品費	20,000		20,000		0	
設備備品費	10,000		10,000			
消耗品費	10,000		10,000			
②人件費・謝金	10,000		10,000		0	
人件費	10,000		10,000			
謝金						
③旅費	0		0		0	
旅費						
④その他	10,000		0		0	
外注費(*)	10,000					
印刷製本費						
会議費						
通信運搬費						
光熱水料						
その他(諸経費)						
消費税相当額						
(1)直接経費計 (①～④合計)	40,000		30,000		0	
(2)間接経費 (直接経費×30%)	12,000		9,000		0	
サブテーマ1合計 (直接経費+間接経費)	52,000		39,000		0	

自動計算

旧5.(2)各サブテーマの各年度経費の内訳 (金額・主な積算内容)

昨年度からの変更点②

申請時に「社会実装ロードマップ」を策定いただきます

【対象区分】

- 「環境問題対応型研究（技術実証型）」
技術開発成果の社会実装を目指して当該技術の実用可能性の検証等を行う公募区分
- 「次世代事業」
産学連携等により実証・実用化を図る公募区分

【策定の趣旨】

- 研究・開発段階から実証・普及までの道筋を示し、環境政策への貢献・反映に向けて、関係者が共通の目標を持って連携するための指針として活用する。
- TRL（Technology Readiness Level）の指標を導入し、ロードマップにTRLを組み込むことで、技術の開発・実証・普及の各フェーズにおいて、必要な資源、克服すべき課題等を明確にする。

社会実装支援コーディネーター（SC）等が課題解決をサポートし、環境政策に貢献する「環境技術」の社会実装を推進します。

【様式（抜粋版）】

詳細はERCAホームページの「公募要領・様式等」をご確認ください。

環境研究総合推進費によるステップアップのイメージ

300万円以内 ～ 年間支援規模の幅 ～ 2億円以内



ステップアップに向けたサポート支援
PO・社会実装支援コーディネーターによる伴走支援やアドバイザーによる助言等により、研究・技術開発をサポートします。

申請時の留意事項①

■ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募

- 公募期間の締切は令和7年10月10日（金）14時です
締切前数日以上の余裕をもって、申請を行ってください（入力内容は一時保存可能です）
- **提出後の応募書類の差し替えはできません**

※締切間近に申請が集中しe-Radの受付処理が滞る事態が生じる、
締切間近に準備や調整が必要な項目があることに気が付く、
入力作業に思った以上に時間がかかって間に合わなかった（情報入力には最低でも60分前後かかります）
…等のトラブルが想定されます。

- 研究インテグリティに係る情報の登録 ⇒ **研究代表者及び研究分担者の全員が対象**
e-Radの改修以降(2022年3月15日以降)に**研究インテグリティに係る情報の登録を行っていない場合は、応募の前に必ず情報の登録を行ってください**（既に登録済みの方は必要ありません）。研究課題に応募する**研究代表者及び研究分担者の全員の登録**をお願いします。

【研究インテグリティの確保】

「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性とエフォートを適切に確保するため、国内に加えて国外からの研究資金の応募・受入状況及び兼業等も含めた全ての所属機関・役職に関する情報についてご提出いただきます。

申請時の留意事項②

■ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募

● e-Radの「応募（新規登録）」画面と各タブについて

- ・応募を行うに当たり必要となる各種情報の入力を行います。
e-Radの「応募（新規登録）」画面には「基本情報」タブ、「研究経費・研究組織」タブ、「個別項目」タブ、「応募・受入状況」タブの4つがあります。

**「基本情報」、「研究経費・研究組織」、「個別項目」タブに
情報を入力してください。**

「応募・受入状況」タブの情報入力は不要です。

- ・応募情報を入力する際、申請書からの転記箇所は指示通りの箇所をコピー・貼り付けるなどして正確に転記してください。

The screenshot shows the '応募（新規登録）' (Application (New Registration)) page. At the top, there is a header with the title and a brief instruction. Below this, there are input fields for '公募年度／公募名' (Public Year / Public Name) set to '2025年度 /', '課題ID／研究開発課題名' (Task ID / Research Development Task Name) with a '必須' (Required) label and a character limit of '100文字以内', and a checkbox for '一時保存中の課題を配分機関に公開する' (Publish tasks in temporary storage to the allocating organization) with a '必須' label. Below the input fields, there are four tabs: '基本情報' (Basic Information), '研究経費・研究組織' (Research Expenses / Research Organization), '個別項目' (Individual Items), and '応募・受入状況' (Application / Acceptance Status). The '基本情報' tab is highlighted with a red box and a red callout bubble saying '入力が必要' (Input required). The '応募・受入状況' tab is highlighted with a purple box and a purple callout bubble saying '入力不要' (Input not required).

申請時の留意事項③

■ SBIR制度による支援について

SBIR (Small /Statup Business Innovation Research) 制度は、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装することで、我が国のイノベーション創出を促進するための制度であり、推進費をはじめとする特定新技術補助金等による支出を受けたスタートアップ等は、以下のような支援を受けることができます。

【特定新技術補助金等の研究開発成果を利用した事業活動の支援概要】

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 1) 公共調達における受注機会の確保等 | 4) 事業活動を支援する関係機関への情報提供による支援や資金供給促進等 |
| 2) 事業化支援措置の利用促進
日本政策金融公庫の特別貸付制度を始め、事業化支援措置の利用促進に努める。 | 5) 技術人材面での支援 |
| 3) 認定経営革新等支援機関等による経営支援 | 6) 研究開発成果に係る知的財産の活用促進 |
| | 7) 研究開発成果の市場への普及 |

本件に関連して、研究代表者または研究分担者のうち少なくとも1名が、中小企業（※）に所属している場合には、申請書の「9 研究課題に関する追加情報」の「**（２）国の施策との関連情報**」の項目において、**中小企業との関連に「関連する」と記入**するとともに、研究代表者または研究分担者が所属する**中小企業の名称を記入**してください。
また、e-Radにも当該情報の入力欄がありますので、**同情報を記入**してください。

（※）中小企業者の定義は公募要領p.28をご参照ください

SBIR制度及び特性新技術補助金等の研究成果を利用した事業活動支援の詳細は以下を参照ください。

○SBIR特設サイト

<https://sbir.csti-startup-policy.go.jp>

○特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針（令和7年6月6日閣議決定）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/sbirseido/sbirhousin.html>

申請時の留意事項④

■ 申請書の書き方（特に留意いただきたい点）

「7 研究費の応募・受入等の状況及び本応募課題との相違点について」

・本応募課題の研究代表者及び研究分担者の全員が、研究開始時点で受けている（応募中・応募予定のものも含む。）国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む。）、企業からの受託研究・共同研究について、下表の項目に記入すること。

・**本応募の研究内容との相違点**及び他の研究費に加えて本公募に**応募する理由を明確に**記載すること。不明な場合は、審査の過程で説明を求めることがある。

・研究代表者・研究分担者は、推進費への応募後、当該応募に係る研究課題と内容が類似する研究課題が、他の競争的研究費等の助成対象となった場合は、直ちにERCAに連絡すること。

※ 研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に管理できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求める。ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合等、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、エフォートのみの提出も可能とする。

■ 重複応募の制限について

- ・ 推進費で令和8年度継続予定の研究課題の研究代表者は応募できません。
→継続予定の研究に支障を及ぼさない範囲で、研究分担者等として参画することは差支えありません。
- ・ 研究代表者として複数の応募をすることはできません。
- ・ (戦略的研究開発) 同一の戦略的研究開発において複数のサブテーマリーダーに応募することはできません。

■ 既存の助成課題に類似する研究課題の応募をすることはできません

推進費において既に実施されている研究課題との重複又は類似について確認したい場合は、以下のERCA ホームページで公開している研究課題データベースをご参照ください。

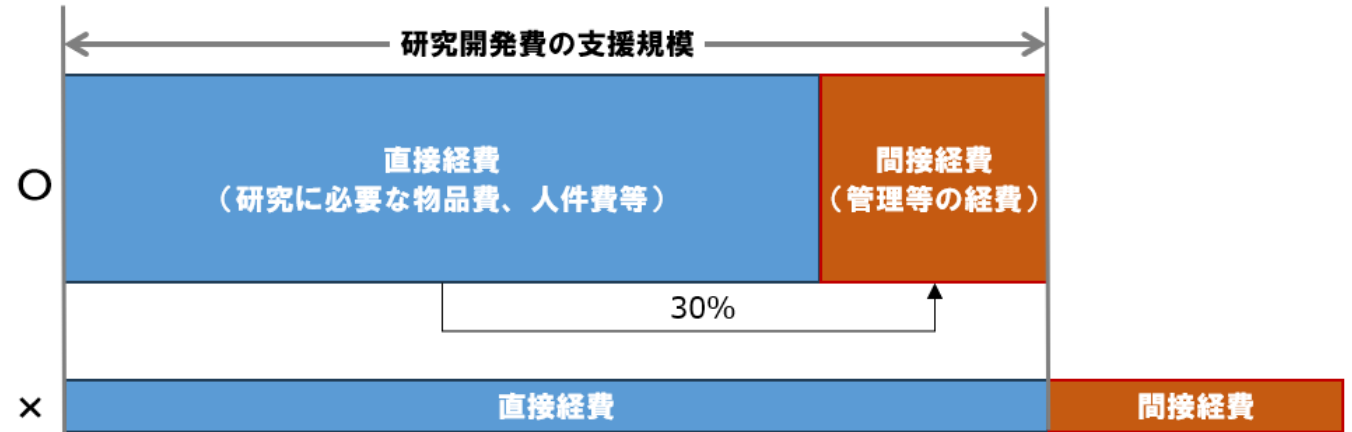
○環境研究総合推進費 研究課題データベース

https://www.erca.go.jp/suishinhi/seika/db/search.php?research_status=ing

申請時の留意事項⑥

■ 経費のよくある間違い

- 「研究開発費の支援規模」は、**間接経費（直接経費の30%）消費税を含む金額**



■ 研究期間

- 1年単位で申請可能（戦略的研究開発を除く）
- 研究代表者及び研究分担者は、予定される研究期間について所属研究機関が雇用の責任を負うことが保証されている必要がある

よくある質問の例

Q. 研究開始後、研究代表者やサブテマリーダーの交代はできますか？

A. 研究代表者やサブテマリーダーについては、他機関への移籍、退職等する場合であっても、原則として交代は認めておりません**。**

また、契約に関するトラブルを避けるため、研究代表者及びサブテマリーダーはあらかじめ、以下の①、②の事項について、研究分担者は②の事項について、各所属機関の長及び契約事務担当者から承認を得た上で、申請してください。

- ① 研究期間にわたり、当該研究者が応募に係る研究課題を所属する研究機関等の業務（公務等）として行う。
- ② 研究機関等の経理担当部局が研究費の管理を行う。

※ 本申請に係る所属機関等の承認について、e-Rad及び申請書に確認欄を設けてありますのでご確認ください。

※ 今後、審査の過程で研究代表者及びサブテマリーダーに係る所属研究機関等の承認書（ERCA指定様式）のご提出をお願いする場合があります。

Q. 雇用の関係で応募時に研究分担者のe-Rad登録が間に合いません

A. 採択・研究開始後に研究分担者として雇用を予定している場合は、申請書において「雇用予定」と記載し、研究開始後に研究分担者の追加に係る手続きを行ってください。

よくある質問の例

Q. 民間企業・NPO法人も応募可能ですか？

A. 「日本の法人格を有しているものであって、研究に関する業務を行うもの」であれば、応募可能です（応募要件の詳細は公募要領をご参照ください※）。なお、業務内容等の確認のため、法人登記簿抄本等の資料を追加提出していただく場合があります。

※委託研究における公募要件 ⇒公募要領p.44を参照

補助事業における公募要件 ⇒公募要領p.53を参照

Q. ミディアムファンディング枠は各年度の応募額が2,000万円以下であれば自動でミディアムファンディング枠となるという理解でよいですか。

A. いいえ、申請書で選択していただいた公募区分で審査を行います。事務局による公募区分の修正は行いませんので、すべての年度で経費の合計が2,000万円以下の場合はミディアムファンディング枠を選択していただくようご注意ください。

なお、技術実証型は、すべての年度で経費の合計が 2,000 万円以下であっても、ミディアムファンディング枠での応募はできません。

よくある質問の例

Q. 海外の研究機関との共同研究は可能ですか。

A. 研究代表者・研究分担者は、国内の研究機関に所属していることが要件となり、海外の研究機関に所属する人が直接研究に参画することはできません。一方、海外との研究連携（自国の研究費を用いて環境研究総合推進費課題と共同研究を実施する場合等）により、研究成果に優れた効果をもたらすと考えられる研究課題は加点を考慮します。

Q. 物品のリース料はどのように積算すればよいですか？

A. 法定耐用年数等の合理的基準に基づいてリース期間を設定した上で、研究の実施期間内における当該物品の使用期間に発生した分のリース料のみを対象経費とします（例えば、法定耐用年数4年の物品等をリースした場合、リース料の総額を法定耐用年数で除して算出した月額単価に、当該研究での使用期間を乗じて得た額が対象経費となります。法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」でご確認ください）

お問合せ

お問合せ内容	担当部局 連絡先メールアドレス等
環境研究総合推進費 全般 について	(独) 環境再生保全機構 環境研究総合推進部 メールアドレス（代表）： suishinhi-koubo [AT]erca.go.jp ※ [AT] を@ に変えてください ＜メールいただく際は・・・＞ ○件名頭に【 公募問合せ 】と記してご連絡ください。
行政要請研究テーマ（行政ニーズ） について	環境省 大臣官房総合政策課環境研究技術室 メールアドレス： so-suishin[AT]env.go.jp ※ [AT] を@ に変えてください ＜メールいただく際は・・・＞ ○件名頭に【 推進費公募問合せ 】と記してご連絡ください。
府省共通研究開発管理システム （e-Rad）の操作方法について	e-Radヘルプデスク TEL：0570-057-060 （9:00～18:00 土日祝、年末年始を除く）

▶ 参考資料

環境研究総合推進費の特徴

支援体制が充実！！

各課題1名のPOが担当

プログラムオフィサー
(PO)

- ・POによる、研究の進捗状況の確認、評価結果の反映状況のフォロー等の伴走支援
- ・SCによる社会実装の支援等

社会実装
コーディネーター (SC)

研究者が選任した
2～4名を設置

アドバイザー

- ・研究内容に関する専門的な助言
- ・研究経費から謝金の執行が可能

研究者

採択前にも以下の支援が受けられます！

- 応募にあたって
POによるオンライン個別相談会
- 採択審査時の評価コメントを提供



評価委員会

- ・中間・事後評価を実施
- ・評価コメントを提供

ERCAに設置

環境研究総合推進費の特徴

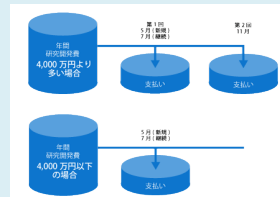
研究に専念できる環境を整備しています！！

研究費執行の利便性向上

- ・契約年度の4月1日から経費の執行が可能
- ・経費の繰り越しが可能
- ・年度をまたがる物品等の調達が容易
- ・一括または半期ごとの概算払い
- ・複数の研究費の合算使用が可能

	1年目	2年目
予定額	100万円	100万円
実研究額	80万円	120万円

20万円の繰越



評価の負担軽減

- ・書面評価・ヒアリング評価の複合的な導入
- ・ヒアリング評価はオンラインをフル活用
- ・成果報告書の見直しによる簡略化



広報・社会実装の支援

- ・国際発信の場の提供
- ・企業マッチングの機会を提供
- ・商談展に出展
- ・HPやSNS等による研究成果の普及支援

※詳細は補足資料をご覧ください。



※詳細はERCA HPをご覧ください。

<https://www.erca.go.jp/suishinhi/seido/index.html>

(参考) 採択後の留意事項等

■ 研究実施に係る留意事項

採択後、研究実施にあたり必要な事項を説明した「事務処理説明書」は下記URLより入手可能です。

- 研究推進ハンドブック（事務処理説明書_研究推進編）

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_5.html

- 委託研究契約事務処理説明書

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_2.html

- 補助事業事務処理説明書

https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_3.html

(参考) 採択後の留意事項等

■ 研究実施に係る留意事項（つづき）

○ プログラムオフィサーによる研究支援

詳細は環境研究総合推進費 研究推進ハンドブック
(事務処理説明書_研究推進編) (令和7年度) p.3、p.27参照

ERCAは、円滑かつ効果的な研究の推進及び研究者と環境省との密接な連絡体制の確保に資するため、専門的な知識と研究歴を有するプログラムオフィサー（PO）を配置します。各研究課題及びプロジェクトの担当POは、積極的に研究実施の支援を行うとともに研究管理に関する窓口を務めることとしています。**研究実施に当たって、研究代表者は、研究に関する情報を担当POに逐次共有するなど、十分な連携を図ってください。**

○ 行政推薦課室との連携（行政推薦課題）

詳細は環境研究総合推進費 研究推進ハンドブック
(事務処理説明書_研究推進編) (令和7年度) p.5、p.28参照

採択時に行政推薦を受けた研究課題は、環境省担当者と**日頃から積極的な情報共有及び意見交換を行い**、研究成果が行政施策に積極的に活用されるように研究を進めてください。**研究内容と関連行政施策の連携を保たれるよう、研究の進捗状況についても逐次共有してください。**

採択通知に行政推薦の有無・環境省担当者の連絡先等を記載予定です。必ず確認してください。

(参考) 採択後の留意事項等

■ 研究実施に係る留意事項 (つづき)

○キックオフ会合、アドバイザリーボード会合の開催

詳細は環境研究総合推進費 研究推進ハンドブック
(事務処理説明書_研究推進編) (令和7年度) p.11、p.34参照

【キックオフ会合】

開催時期等：初年度の5月末まで（遅くとも7月末まで）に実施

出席者：研究者、アドバイザー、担当P O、環境省担当者（行政推薦課題）、ERCA担当者 他

【アドバイザリーボード会合】

開催時期等：年1回以上開催。次年度の研究内容に反映できるよう適切な時期に実施。

出席者：研究者、アドバイザー、担当P O、環境省担当者（行政推薦課題）、ERCA担当者 他

○国民との科学・技術対話の実施

詳細は環境研究総合推進費 研究推進ハンドブック
(事務処理説明書_研究推進編) (令和7年度) p.18、p.45参照

国の指針である「国民との科学・技術対話」における各種活動等の実施状況については、中間・事後評価の際に考慮することとしています。

年間予算計上額

3,000万円以上（直接経費）の研究課題 ⇒ **実施必須**（未実施の場合、中間・事後評価においてマイナス評価となる）

年間予算計上額

3,000万円未満（直接経費）の研究課題 ⇒ 実施の場合、中間・事後評価においてプラス評価となる

(参考) 採択後の留意事項等

■ 研究実施に係る留意事項（つづき）

○ 推進費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき実施。詳細については、ERCAホームページをご確認ください。

- ・環境研究総合推進費における若手研究者の自発的な研究活動等への支援実施について
https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_5.html

○ 研究代表者（PI）の人件費の支出及びバイアウト制度の導入

環境研究総合推進費の研究代表者（PI）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り研究代表者（PI）の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますので、ご確認ください。

- ・環境研究総合推進費における直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について
https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_5.html
- ・環境研究総合推進費における直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）について
https://www.erca.go.jp/suishinhi/keiyaku/keiyaku_5.html

(参考) 採択後の留意事項等

■ 採択後の評価に係る留意事項

○ 中間・事後評価の実施

(中間評価)

- ・研究期間 3 年間以上の研究課題は、研究期間の中間年度に中間評価を実施。
- ・評価実施に先立ち「中間研究成果報告書」等を作成いただく。
- ・中間評価では「研究目標」に対する進捗・達成状況及び目標の困難度を評価し、総合評価の基礎とします。また、研究成果のアウトカム（環境政策等への貢献等）の見通し及び研究の効率性について、特筆すべきものがある場合に加点減点し評価する。
経費の妥当性の評価結果は次年度以降の研究費に反映。
- ・評価が低かった課題（総合評価において 5 段階評価の下位 3 段階の評価を受けた課題、「目標達成度」が 80 点以下の課題）については、研究計画の変更、経費の減額、研究開発の中止等の措置を執る場合がある。

(事後評価)

- ・研究終了の翌年度に、すべての課題に対し実施。
- ・評価実施に先立ち「終了研究成果報告書」等を作成いただく。
- ・事後評価では「研究目標」に対する達成状況及び目標の困難度を総合評価の基礎として評価し、研究成果のアウトカム（環境政策等への貢献等）の見通し及び研究の効率性について、特筆すべきものがある場合に加点減点し評価する。